

号外第21（令和5年12月21日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

△	横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】	2
---	---------------------------------------	---

規 則

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第87号

横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条の5を第12条の6とし、第12条の4を第12条の5とし、第12条の3を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第12条の3 条例第19条の2の規定に基づき、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合においては、当該世帯の納付義務者に対して賦課する当該年度分の保険料賦課額を減額する。この場合において、減額後の保険料賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定に基づき減額する額は、当該世帯に属する各出産被保険者につき算定した賦課期日の属する年の前年の所得に係る条例第15条に規定する基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額及び当該年度分の被保険者均等割の保険料率（第12条第3項各号に掲げる世帯の場合にあっては、被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除して得た額）に12分の1を乗じて得た額の合算額に、当該出産被保険者の出産予定月（令第29条の7第5項第9号に規定する出産予定月をいう。以下この項において同じ。）の前月（多胎妊娠の場合には、3箇月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を合算した額とする。

第13条の前に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第12条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次項第1号において同じ。）

- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他区長が必要と認める事項
 - 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
 - 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6箇月前から行うことができる。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区長は、第1項の届出書に記載すべき事項及び第2項の添付書類により明らかにすべき事項を他の方法によって確認することができる場合は、その提出又は添付を省略させることができる。
- 別表36の項中「第12条の4」を「第12条の5」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- (経 過 措 置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、令和5年度分の保険料のうち同月前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。